

## 保育所等利用案内正誤表について

令和元年 10 月発行の「令和 2 年度横浜市保育所等利用案内」に記載漏れがありましたのでお知らせいたします。以下訂正し、お詫び申し上げます。

※令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化に伴い、「企業主導型保育事業」が多子軽減対象施設に追加となりました。

～該当箇所～

P 25 「12 利用者負担額等について」

(3) きょうだい区分 (第 1～3 子) のカウント方法 特定の施設・事業

【誤】

特定の施設・事業	届出書の提出
幼稚園、認定こども園、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業	不要
横浜保育室、児童心理治療施設通所部、児童発達支援および医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、特別支援学校幼稚部	必要

【正】

特定の施設・事業	届出書の提出
幼稚園、認定こども園、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業	不要
横浜保育室、児童心理治療施設通所部、児童発達支援および医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、特別支援学校幼稚部、 <b>企業主導型保育事業</b>	必要